

3 第33回通常総会盛大に開催

本協会第33回通常総会が5月23日午後1時より電協会館において、清水県土木部長をはじめ土木部首脳の臨席の上、会員86名（うち専任執行役員4名）が出席して開かれた。

大槻副会長が開会を告げ、坂本会長が冒頭の挨拶で「最近日本経済は徐々ではあるが回復を見られると云うが、それは輸出産業を主体として一部企業で建設業界は未だ冷えきっており、それは国の財政支出の削減による公共事業の抑制が主たる要因となっており、過去における景気回復策としての公共投資、住宅建設の積極的な施策は期待できない。

この困難な現状にもかかわらず倒産者もなく、本日の総会を迎えることができたのは会員各位の企業努力と、経営の合理化、技術の向上に努力されたもので、廣く堪えない。今や高度の技術革新時代に入り、我々業界も日新月异の技術革新に邁進することなく更に技術水準の向上を図る時期に来ている。

本年度は県発注の大型工事に、いづれも県内業者に受注機会を与えていただく感謝している。

本協会が27年に及ぶ長い伝統の上に培われてきた秩序ある團結も今後も乱すことなく協調と團結の精神でこの難局を乗りきってゆきたい。」と表明される。

新会員（郡山支部、陸奥電設株式会社 丸山下=雄社長）を紹介し、清水県土木部長殿よりお祝いの言葉をいいただき、成田専一理事を議長に指名し、議事に入る。

昭和58年度事業報告、決算を承認し、昭和59年度事業計画、36,230万円に及び予算案を原案通り満場一致で可決し、議案の審議も終了、国津副会長の閉会の挨拶で総会を閉じた。

このあと祝賀パーティーに切り替え、土木部首脳、河原田福島市長、高木県建設技術センター理事長、建設関係友好団体の代表、報道機関ら多数の来賓を迎え、河原田市長の祝辞のあと岸土木部次長の音頭で乾杯に入り、夕刻までなごやかな懇親会が続けられ、協会の團結と発展を誓い合った。

4 県電気工事工業組合も総代会開催

県電気工事工業組合の昭和59年度通常総代会が5月30日午後1時より電協会館において総代人74名が出席して開かれた。

中島副理事長が開会を告げ、池添理事長あいさつの後、議長に阿部定雄副理事長を選出し、議事に入る。

昭和58年度事業報告及び決算を承認し、昭和59年度事業報告、同予算案も満場一致原案通り可決され総代会を閉じた。

このあと藤田県工業開発課長をはじめ多数の来賓を招き懇親会に切り替え、上部団体の表彰伝達を行なつたあとにきやかなパーティーが行われた。

5 「消防施設工事」入札参加について

県においては、近年公共施設の新築工事の発注に際し、電気設備工事と消防設備工事を分割して発注されることが多く、又既設施設の増改築に伴う消防設備工事が発注される場合、入札参加の27号「消防施設工事」の入札参加資格審査申請が県に受理されていないと指名対象にならないので未提出の企業においては所管建設事務所行政課に問い合わせ申請されるようお知らせする。

6 昭和59年度配分電盤類の特記仕様書について

福島県配電盤工業会においては、昭和59年度の配分電盤類の特記仕様書作成について県土木部管轄課と打合せ協議した結果、本年度は昭和58年度版を継続使用することに指示されたので、特別の指示がない限り、昭和58年度版を踏襲することとなっておりますからお知らせする。

7 協会のうごき

5.9	白河支部総会	会長、専務理事	白河市
11	県建設業協会第36回通常総会	会長	柳田地総合展示場
12	福島支部総会	会長、専務理事	新浜会館
17	郡山支部総会	会長、専務理事	郡山市スポーツホテル
18	量かほり30キロ作り県民会議実行委員会	会長	県庁
18	福島支部ゴルフ大会	会長、専務理事	双葉コース
19	県建設業団体連合会第19回通常総会	専務理事	全連会館
22	建設業労働災害防止協会福島県支部総会	正副会長、専務理事	建設センター
23	第33回本協会総会	86名出席	電協会館
25	増改築推進キャンペーン準備打合せ	専務理事	自治会館
26	県建設業団体連合会正副会長会議	会長	建設センター
27	県電設業労働災害防止協議会常任幹事会	専務理事	NHK福島放送局
27	県建設業団体連合会事務局長会議	専務理事	建設センター
30	昭和59年度県電気工事工業組合総代会		電協会館

— 会員消息 —

〔住所変更〕

いわき支部 大和電設工業株式会社
〔新〕いわき市平字三倉 67-11
〔旧〕いわき市平字倉前 63-1

◎ 第15回電設業協会ゴルフ大会

6月23日(土) 宇津峰CC. 9:30スタート、会員多数の参加を期待

協会だより

第61号
昭和59年6月1日
福島県電設業協会

1 大型工事に県内業者優先活用 県の英断に感謝

日本列島総冷凍という近年にない今冬の異常気象も、4月下旬からようやく抜け出し、新緑もまはゆい五月晴れの天候が続く今日此頃であるが、電気工事業界は相変わらず冷えきっており、苦しい経営も自助努力により、何とか保っているのが現状である。

しかし、新年度に入り、公共工事が県をはじめ市町村において早期発注が進められ、業界も一部ではあるが、一息入れられるようになったことは喜ばしいことである。

さて、数年前より期待してふつと県の大規模工事がいよいよ本年度より実現されることになり、松平県政の医療保健、社会福祉、教育文化の振興施策として医科大学整備事業、県立博物館、心臓病総合療養センターの建設は県民が久しく待ちのそんでおられた施設である。

冷えきった経済環境に活を入れるため本県建設業界としては、この事業を是非県内業界で手がけたい。そして立派な施設を造りたいという願望は県内施工団体共通の考えであった。

本協会もあらゆる機会を捕え、県当局、県議会等に積極的に陳情運動を進めてきたところである。勿論中央大手企業も積極的に営業活動に入つたことは言うまでもない。

ご承知のとおり本県においては従来より、県内企業育成の立場から今日まで、一部の大型工事や特殊工事を除いては、殆んど県内業者も活用されてきており、電気設備工事も57年度1件を除き、毎年県内業者に受注され、その殆んどが協会会員企業であることはまことに感謝に堪えないところである。

勿論、本協会としては、これに応えるべく企業体質の改善、技術の向上に最大の努力を行って参り、今日では大手企業と比較し、なほ遜色のない技術水準、施工能力を有するに至つておるところである。

しかし、今回の大型工事に地元企業の活用は県としても一抹の不安もやめなかつたであろう。何といつても資本力、技術力、管理能力、経験からしても大手企業には到底おぼつかないのが実情である。そこで、本協会としては施設の機能と低下しない範囲で可能な限り工種を分割していただき、必要に応じては県内企業同志による共同企業体方式の採用により受注機会を拡大と要請して来たのである。

今回、一即中央大手企業との共同企業体方式を含め、各事業とも県内企業を優先に指名をいただいたことは業界の立場を充分ご理解いただいたことと云い、県当局の大英断に深く感謝を申し上げるところである。

勿論、受注される企業は協会員の一部にならざるを得ない。しかし、このことが次の業者に波及する効果は大なるものがある。

受注された企業は、この名誉を活すことなく、長期にわたる工事であるが使命の重大さを認識し、工事完成に努力し、県の期待に応える成果もあげてほしいものである。

会長 坂本博太郎

2 本協会通常総会における県土木部長殿祝辞

本日、福島県電設業協会第33回通常総会が開催されるに当たり、一言お祝いのことは申し上げます。

はじめに皆様方には日頃より建設業の振興について特段のご支援ご協力をいただいておりますことに対し、この機会に厚く御礼申し上げます。

当協会は、昭和32年に設立されて以来、会員相互の技術の研鑽並びに経営の合理化等について積極的な事業活動を展開され、今日の隆盛をみておりますことは誠に感同慶にたえません。

あらゆる面で申し上げるまでもなく建設産業は国民生活に欠かさない極めて重要な基幹産業であります。その一翼を担う電設業界の皆様には、日常生活に深く関連する部門において地域社会に大きく貢献されておられるのであります。

ご承知のとおり、今日、本県をとりまく社会経済情勢は転換期を迎えており、高速交通時代に対応した東北横断自動車道及び常磐自動車道の建設あるいは福島空港の建設、さらには相馬地域の開発など大規模プロジェクトの推進により大きな飛躍が期待されております。

しかしながら今日の建設業をとりまく環境は、公共事業費の抑制と低迷する建設需要等により一段と厳しさを増しております。

一方、多様化する社会の要請に応え、県民生活の向上及び産業活動の基盤施設の整備を担う建設業の重要性がますます高まるなかで、専門工事業としての電設業に対しましても斬新しい時代に対応する高度な施工技術と近代的な経営体質が強く望まれているのであります。

県におきましても、県内経済が緩やかながら回復基調にある今日、公共事業の果たす役割は一段と大きいものがありますので、前年度同様鋭意早期発注に努めることとし、上半期の早期発注目標率も、回を上回る75パーセント以上とすることを決定したところでありますが、これらの公共事業が円滑に執行されるためには、皆様方の幅広い専門的知識と高度な技術力に負うところが極めて大きく、あらゆる面で特段のご協力をお願いする次第であります。

また、現在の経済社会は技術革新と需要の開発と創造への指向など斬新しい時代を迎えようとしておりますが、皆様方におかれましても、これらを充分ご認識いただきまして、質の高い社会資本の整備の担い手として、更に一層のご努力をお願い申し上げます。

おわりに当協会並びに会員の皆様方の益々のご発展を祈念いたしましてお祝いのことは申し上げます。

昭和59年5月23日

福島県土木部長 清水 博

1. 建設大臣に公共事業費予算の増額方陳情 福島県建設産業団体連合会

自民党福島県連主催の「躍進!! 福島を語る政経文化パーティー」が7月8日午後1時から、郡山市磐梯熱海温泉の磐梯グランドホテルにおいて、藤尾政調会長、砂田全国組織委員長ら党幹部、細田運輸、水野建設、渡部厚生、山村農水、上田環境、岩崎行政科学の6閣僚を迎え、松平知事、添田県議会議長、県選出国会議員、それに県内各界の知名士約2,500人が出席し盛大に開かれた。

本協会より坂本会長をはじめ会員多数が出席した。

パーティーに先立ち、12時より福島県建設産業団体連合会(33団体で構成)を代表し、菅家会長、谷口、坂本(本会会長)吉川副会長が水野建設大臣に公共事業費予算の増額、国策注工事の地方地元業者を積極的に活用してほしいと陳情を行った。

陳情の内容は次のとおりである。

1. 公共事業予算の増額について

公共事業予算は、昭和55年度以降4年間伸び率ゼロに落ち、今年度はマイナスに落ちられ、さらに来年度も厳しい情勢が続くやに反響しております。

いまや建設産業全体として工事量の落ち込みのため、深刻な危機感を持ち、一方では受注をめぐる熾烈な競争が惹起されるなど、最悪の経済環境を呈しており、今後が憂慮されます。

社会資本充実に対する国民、県民の要望は依然として強いものがあり、低迷する経済の活性化にも公共事業予算の増額は絶対必要と考えられます。

つきましては、本年度後半及び昭和60年度における公共事業予算について、大幅な増額確保をお願いします。

2. 国策関係注工事の地方地元業者活用について

国策関係注工事の中で、地方地元業者が施工可能なもので中央、大手業者が施工している例がかなり見受けられます。

地方地元業者の施工能力は逐年増大し、期待に応えるだけの技術も向上し、中央、大手業者と較べて決して遜色はないものと確信しております。

地元の関連業者の多くは、地方地元建設業者との関係が密接でありますので、地元優先活用は、県内建設産業全体の強く望んでいるところであります。

地方、地元業者の活用について特段のご高配をお願いします。

3. 建設産業行政の指導強化について

近時、中央における建設産業に対する行政が、建設経済局の設置を始め積極的に展開されておりますことは深く敬意を表すところであります。

しかし、地方における業行政、特に市町村の執行する建設工事等については、十分周知徹底されていない点も見受けられます。

このことは建設産業の地位と経済基盤が弱まる結果となり、良質な工事の確保は勿論、企業経営にも重大な影響を及ぼしかねません。

つきましては、地方における建設産業行政の強化について、格段のご指導をお願いします。

2. 昭和60年度公営住宅予算の確保陳情 建産連建築施工3団体

昭和60年度政府予算概算要求のシリーフ設定が、7月中旬までに大勢が決定される情勢から、本県は政府予算対策の第一期として7月12日、松平知事をはじめ関係部課長が上京し、関係各府庁、県選出国会議員に陳情が行われた。

住宅対策費については住宅金融公庫の利子補給金の急増から公営住宅建設予算の確保に重大な影響があることから、関係市町村、建設業界も県の陳情運動に併行して公営住宅建設の必要性と関係方面に訴へた。

建設業界は県建設業協会、県電設業協会、県空網衛生工事業協会の建築施工3団体が中心となり、菅家会長、坂本会長、吉川会長らが大臣、建設省等に住宅建設予算の確保方に、終日精力的に陳情を行った。

陳情の内容は次のとおりである。

公営住宅は、民間住宅着工の停滞するなかで、地域経済の振興に寄与するものであり、地方定住の傾向が進展するなかで、新たな居住環境の形成に重要な役割を担っております。

また、第四期住宅建設五箇年計画の目標として定めている最低居住水準未済世帯の解消を図るためには、既設公営住宅の改善促進が不可欠でありますので、次の要望事項について特段の御配慮をお願いします。

記

1. 第四期住宅建設五箇年計画に基づく公営住宅の建設戸数及び所要国費を確保すること。
2. 既設公営住宅の住戸改善事業に係る予算枠の確保を図ること。

回書紹介

(株)建設安全センター制作 建設業 監督当局との実際

労働安全衛生法に基づき監督官に提出する主要なものとして、これに、だれがどのよう書き、提出すればよいか、具体的にわかりやすく利用しやすい実務書が採録されました。新任担当者の方には、教育テキストとして、また現場担当者の方には手引書として、現場等で活用して下さい。分冊価格は1部1,000円です。ご希望の方は電話等で事務局に申込み下さい。なお本会には協会に備付いております。

“歴史にみるぬくむりの経営者”

徳川家光

「おれは生れながらのトップだ」と三代目家光

企業トップの世代交代が繰り返され、世襲もある。なめらかに、二世、三世に政権委譲が行われ、経営に支障がない場合もあるが、そうは行かない場合もある。

そうは行かない場合、というのは新しくトップになった二世もしくは三世と部下との関係がギクシャクする場合だ。殊に、新トップに「やる気」がある場合は、これが表面にでる。そして先代、先代から仕えてきた重臣が、何かにつけて「前トップは前トップだ」と、新トップと比較からくる苦言を呈するときは、なおさらだ。新トップは、次第にそういう重臣たちをさらいようになり、自分の云うことを聞く人間をまわり近くに近づけるようになる。

“新側近”の誕生である。こういうことは現代も昔も変わらない。

徳川三代将軍家光は、祖父の家康、父の秀忠が、いつまでも諸大名にいろいろお世話を使い、その顔色をみているさまが腹立たしくしかたがなかった。彼は元和9年(1623年)に将軍職についたが、このとき、全大名を集めてこう宣言した。

「祖父や父は、氏しかにお前達の世話になった。が、私は生れながらの将軍である。お前達には何の世話にもなっていない。だから、大名は誰でも臣下として扱おう。それが不服なら、直ぐ國に帰って戦争の準備をしろ」

大名達は、呆れながら、家光の気概に圧倒されて何も言わない。伊達政宗がまっさきに「さすがです、私は臣下として従います」と発言した。全大名もこれにならぬ。誰ひとりとして席を蹴る者はいなかった。家光のフケおとしが功を奏したのである。

が、ここでいい気になつていたら家光はおしまいだ。家光は丹が強く自信家だった。同時に「人間の情、も知っていた。威を張つたばかりでは大名も旗本も心服しないことを知っていた。オトシのあとには、情を示さなければならぬ。

— 植えるのは木でない、心だ —

家光に絶対服従を誓つた大名たちは、そうなる。こんなはずの手をえしたように家光のご機嫌を伺いはじめた。先と争つて自國の名産品を献上し、家光は植物が好きだ。ということを知り、それぞれ庭木を献上した。家光はこれと全部江戸城の庭に植えさせた。

ところが、ある年、あまりにも沢山の庭木が届いたので、庭師は全部植えることが出来なくなった。そこで土地の広さに按配し、植えられないものは、まとめて処分しようとした。そこへ家光が出てきた。そして余つた木を見て「おい、それをどうするつもりだ？」ときいた。庭師は庭を示し、「このとおりでございますので、もう植えるところがございません。木のぬくむりにもよくありませんので、ほかの場所へ植えようかと思つております」と答えた。

すると家光は首をふつて、「ほかには植えてはいけません」といった。

「しかし、もうこの庭には」と抗議する庭師に家光はこういった。

「おまえは木を植えている、おれは大名たちの心を植えている。ひとつ庭に集めてこそ、大名たちの気持ちが生きる」

大名が江戸城にくると、家光はよくこの庭を見せ、庭の中に所せまじとひしめいている庭木の中に、大名たちは必ず自分の献上した庭木を発見して満足した。そして心の中で「この三代目は、硬軟両様を使い分け、なかなかの人間通だ」と感心した。

父祖の遺財を生かして使う

こんなことあった。大名や旗本の収入は米俵から、収入量は一定し、物価に関係ないインフレでもデフレでも苦む。いざおい商人への借金がかさむ。大名、旗本の財政難は慢性化した幕府へ、「借金させてくれ」と申しこむ者もあつた。そうゆうときは老中の松平信綱などは、「何という不見識なことを。それでも武士か？ 昔段の心がけが悪いから、そういうことになる。恥を知らぬ」と叱りつけた。叱るだけで金は貸さなかつた。

大名や旗本たちは、「何をいついやる」と反発した。

家光は内々このことを知り、あるとき、「金蔵を見たい」といった。扉をあけると、祖父家康がのこした大金があつた。家光は、「この金を大名、旗本に貸し出せ」と命じた。信綱たちが。

「しかし、これはおじいさまが溜め、お父さまが減らさなかつた財産です。それも、もし大名の中で謀叛を起こす者がいたときの、戦費にせよ」と

家光は笑つた。

「いま、おれに謀叛を起こすほどの元気がある大名が、ひとりでもこの日本にいるか？ 皆、金なくて青息、吐息だ。それに天下のまわりものである金も、こんなに沢山死蔵しておいて、この國の経済にもよくない」

信綱たちは恐縮した。そして、蔵から金を放出した。が、金の貸し出しがはじまつても、大名、旗本たちが、あまりよるこぶ声がかかつてこない。不審に思つた家光は、

「どんな貸し方もしてはだか？」ときいた。勘定奉行は「何石という高に比例して貸しました」と答えた。家光は苦笑した。そして「借金の額は収入と関係はないぞ。収入高だと考えず、借金の額を調べて、それに応じて貸してやれ」といった。

勘定奉行はやりなおした。大名、旗本たちはよろこんだ。

家康、秀忠と祖父、父のこした財産は、このときほとんどなくなった。家光は災害にあつた民にも金を貸したからである。この三代目に夕てつく大名、旗本はひとりもいなくなつた。威と情の併行管理が成功した。

家光の部下に対する業績評価は、ユーフなところがあつた。江戸で火災が起こつたとき、自ら部下を指揮して消火につとめた大名がいち。皆ほほめられた。家光は、

「バカだ」といった。理由をきくと、

「消防には専門家がいます。そんなときに素人がとび出して、もし、大事な部下も死なせるとしたら、どうする気だ？」と答えた。

ちゅうさんだより



2. 募集対象

県内に建築された(増改築を含む)建築物及び一定の計画のもとに整備、両用された商店街など一連のまちなみを形成する建築物群で次の要件に該当するもの。

ただし、国指定の重要文化財及びこれに類するもの並びに一戸建専用住宅は除く。

注：建築物にはホテル旅館、古い民家、商家の修復されたもの工場建築、住宅地も含む。
(要件) 昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までに竣工し、昭和59年4月1日現在で使用開始後満1年以上経過したもの。

3. 応募方法

- 応募は、どなたでもできる。
- 応募の方法は、応募(推せん)用紙に必要事項を記入し建築物と周囲の景観がわかる写真(3~5枚)を添えて、所管の県建設事務所建築課に提出する。

4. 審査

福島県建築文化賞審査委員会が書類審査、現地審査を行い、総合評価する。

5. 発表

審査の結果、特に優れている建築物及び建築物群の中から、次の各賞を決定し、昭和59年11月中旬に発表する。

福島県建築文化賞(1賞) 準賞(1賞) 奨励賞(若干) 特別部門賞(若干)

6. 表彰

各賞該当の建築物及び建築物群については、賞状及び副賞をもって建築主、(回県の場合は除く)設計者、施工者等を表彰する。

7. 受付期間 昭和59年8月1日から昭和59年8月31日まで

8. 審査委員 東京大学工学部教授 川上秀光氏ほか8名

7. 会津支部で技術研修会

会津支部は7月17日市内門田町大坪団地に現在建設中の県営住宅(タウンハウス)工事現場において、技術研修会を実施した。当日は早朝から会津若松建設事務所の織田管轄係長、志賀副主査も出席され、会員及び現場代理人ら40名が参加。桜井支部長のあいさつ、建設事務所の指示を受け、現場備付の書類関係から研修に入った。内容が工種と検計を行った。2班に分れ、各階の配管、配線状況、や器具の設置状況などを詳細に見聞して回った。現場研修後再び詰所に戻り、織田係長より「この現場は大方良好であるので、研修の結果を自社の工事施工に生かして欲しい。又今後も継続して研修を行ない技術の向上を図ってほしい」と講評があり、活発な質疑もあるなど、30度を越す猛暑の中有意義な研修会を終了した。

3. 公共事業予算の確保も

昭和60年度県予算に建産連の要望

昭和60年度県予算の編成にあたり、福島県建設産業団体連合会は7月31日建設業界の当面する要望を、自民党県連、社会党県議団、新政民社クラブ県議会議員団及び県首脳部、県議会及び道路、住宅供給公社に要望を行った。当日午前10時より連合会の管会長をはじめ坂本本協会の長ら県建産連の副会長らが出陣し、各政党に要望事項を説明し理解を得るほか、県庁関係部課、県議会、公社等と訪問要望書も提出するなど一日精力的に行動した。要望事項は次のとおりであり、詳細については次号に掲載する。

- 公共事業予算の確保について
- 建設業の指導育成および振興対策について
 - 県内業者育成と適期発注について
 - 建設指導行政の充実ならびに建設業の振興について
 - 適正価格による発注について
 - 県内に進出する企業が発注する工事について
 - 建設産業技術者、技能者教育研修に対する助成について
 - 大規模工事ならびに特殊工事に対する受注機会の拡大について
 - 市町村に対する行政指導の強化について

4. 技術水準の向上に力負も

副知事も囲む懇談会

本協会と県空調衛生工事業協会(吉川信一会長)主催による副知事も囲む懇談会が6月27日福島市において開かれた。この会議は昭和57年度から年1回の恒例行事として開催されておるものであるが、今年はずいぶん目と迎え込ところであり、当日の懇談会には友田副知事、清水土木部長、佐々間、伏見、岸土木部次長、福地監理課長の6氏、設備業界側からは本協会より坂本会長、大槻副会長、空衛協は吉川会長、斎藤副会長らが出陣して行われた。

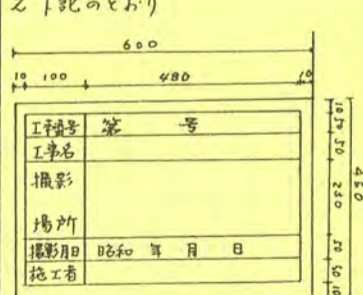
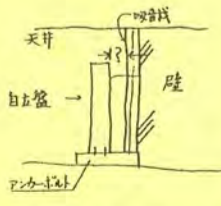
業界と代表して坂本会長が「設備業界も県のご指導と積年の努力により技術水準も向上し、今日では大手企業と比較し遜色のない技術水準、施工能力を有するに至っており、今後も研修に力を入れる考えであるので格別なご指導を賜りたい。又公共建築工事の量的拡大、県内業者の優先活用方を配慮願いたい。と挨拶、続いて出席者自己紹介のあと、坂本、吉川両会長より協会の現状、事業計画の概要、今後の課題について説明県の理解を得た。

友田副知事は「今日までの会合で設備業界の内容と知り得ることが出来た。県は特殊工事と除き基本的には県内業者に優先を考慮しており、又実施してある。

日進月歩で進んでいる技術革新に対応し、今後共技術の向上に努力し、立派な工事を行ってほしい」と心強い挨拶もいただき、このあつ活発な意見交換が行われた。

8 技術講習会質疑応答示さる

去る6月28日郡山市の労働福祉会館において開催された本協会主催技術講習会において、受講者より質問のあった事項について各講師よりそれぞれ回答されたところであるが、このほど質疑に対する回答を整理し示されたので、技術向上の資料として利用下さい。

質問事項	回答内容
1. マーブバントはハンドホールの中間部には特に取付ける必要はないか	1. 共通仕様書 2. 12.4 ケーブルの寸法(図)により、ケーブルの始点、終点に取付けることとし、分岐点もしくはケーブル巨長が長い場合は監督員の指示により取付けるものとする。
2. 工事用写真黒板の統一仕様はどのようなものか(寸法、文字等の指定)	2. 下記のとおり 
3. 自立盤と吸音盤のすき間などの位取っておくべきでしょうか	3. 100%程度とする 

注「協会誌」第57号に掲載

5. 県優良建設工事表彰

電気設備で(株)郡山電機が受賞

昭和59年度県優良建設工事の表彰式が7月24日午前11時より福島市の杉妻会館において行われた。

県の優良建設工事表彰制度は昭和42年度から実施され、優れた内容の工事と表彰することにより、技術水準の向上と、工事の完全なる施工の確保を図ることを目的に実施され、これして17回を迎え込ところである。

本年度は土木部(土木建築)で10部門、20社、農地林務部は7部門、10社が受賞された。

電気設備部門で県立美術館建設の火災報知その他電気設備工事と施工した株式会社郡山電機製作所(成田幸一社長)が清水の知事表彰工事に輝き、松平知事より表彰状と記念の楯が贈られた。

なお過去における電気設備部門の受賞は次のとおりである。

年度	会社名	表彰対象工事名
48	大槻電設工業株式会社	県立会津体育館新築電気設備工事
53	吉田電工株式会社	郡山職業訓練校新築電気設備工事
54	常盤電設産業株式会社	県立磐城高技校築第3期電気設備工事
55	福島南電設工業株式会社	県農業経営大学校新築電気設備工事
56	高柳電設工業株式会社	小野警察署庁舎新築電気設備工事
57	大和電設工業株式会社	県立短期大学築第2期電気設備工事
58	三浦電気工事株式会社	いわき工業試験場新築電気設備工事

6. 第3回福島県建築文化賞募集はじまる

福島県が県建設業協会、県建築士会、福島民報社と共催で、県内において、地域の周辺環境に調和し、かつ景観上優れている建築物等を表彰し、文化の香り高い、魅力のあるまちづくりに対する意識の高揚を図る目的で、昭和57年度に制定した福島県建築文化賞は本年度第3回目を実施することになり、下記要領により8月1日より募集はじまる。

本協会も後援団体として参加することになったが、会員企業におかれても、この企画に賛同願ひ、応募に協力をお願ひする。

募集要領は次のとおりである。

1. 趣旨

福島県建築文化賞は、福島県内において、地域の周辺環境に調和し、かつ景観上優れている建築物等を表彰し、もって文化の香り高い魅力のあるまちづくりに対する意識の高揚を図ることを目的として実施する。

1. 第3回中堅技術者研修会

9月11日より3泊4日で開催

本年度十回目を迎える中堅技術者研修会が9月11日より14日まで3泊4日の日程をもって二本松市の福島県建設技術学院において開催することになった。この研修会は近年公共建築工事をはじめ各種の建造物が大型化し、これに伴う電気設備も近代化、高度化してきており、工事に携わる電気技術者の質的向上が要求されておるところから、現場代理人フラスの幹部職員を対象に技術の研修を行うとともに規律ある集団生活を通じ、心身と鍛錬して企業を支える人材の養成を行うことを目的に、昭和57年度より開催し、多大の成果を挙げておるに違いない。

研修人員は40名とし、昨年同様各支部に受講者数の割当も行ない実施することとする。

なお、今回の研修会における講師及びテーマは次のとおりである。

- 建築 四方山 福島県土木卸業兼管轄課長 橋本泰巳氏
講話 福島県建設技術学院長 雪吹幸雄氏
電気安全について 東北電力(株)福島支店配電課課長 落合 宏氏
現場代理人の使命 (社)福島県電設業協会副会長 国津政夫氏
エレトロマス時代における回路及び機器の保護について 松下電工(株)回路システム機器事業部品質管理部 課長 辰 己 欽 哉 氏
音響測定について (社)福島県電設業協会副会長 大 槻 清 氏
最近の時事問題 福島県民新聞社 論説委員 斎 藤 良 介 氏
光ファイバーケーブルシステムについて 古河電気工業(株)システム開発営業部課長補佐 兒 玉 武 臣 氏
住宅建築と電気設備について 福島県土木卸業兼住宅課課長 加 藤 齊 三 氏
最近の住宅設備について 福島県土木卸業課課長補佐 筒 辺 利 夫 氏

2. 福島市優良工事表彰 電気設備部門で吉田電工受賞

福島市の昭和59年度優良土木建築工事の表彰式が去る8月8日午前11時より市役所市長公室において行われた。

適切な施工の励行と技術の向上と目的に行われていたこの表彰も、これまで4回目と迎える9部門10社が選ばれたもので、河原田市長より受賞者一人一人に表彰状と記念の旗が贈られた。

電気設備部門で「福島市勤労者の家並びに福島市勤労青少年ホーム」新築電気設備を施工した吉田電工株式会社(吉田惣七社長)が、晴れの市長表彰に輝いた。

3. 昭和60年度県予算編成に建産連の要望

昭和60年度県予算編成に当り、県建設産業団体連合会(会長菅家忠男、県建設業協会会長)は去る7月31日当面する建設業界の諸問題について、自民党県連をはじめ各政党、県、県議、道路・住宅公社等に要望を行ったところであるが、その内容は次のとおりである。

1. 公共事業予算の確保について

公共事業予算は、国においは昭和55年度以降4年間伸び率がゼロ。昭和59年度はマイナスという予算編成となり、これを受けての県公共事業予算も減額も余儀なくされるなど、厳しい状況にありますことは誠に遺憾であります。

県におかれましては、如上の事情にもかかわらず、努めて公共事業費の確保は勿論、積極的な前倒し発注を行うなど、適時適切な施策を講じていただいているところであります。

しかしながら、県内建設産業全体の受注量、建設関係資材の販売出荷量等は、公共事業の実績減と民間需要の低迷もあって、かなり落ち込んでおります。特に公共事業に依存する割合の高い建設関連業者は、経営的にも非常に苦境に立たされているのが現状でありますので、地域の発展、建設産業振興のためにも、県単独事業を含めて公共事業予算の確保について、特段のご配慮を賜りたくお願いいたします。

2. 建設業の指導育成および振興対策について

(1) 県内業者育成と適期発注について

県内建設関係業者の多くは零細業者であり、その殆どが公共事業に依存しているのが現状であります。従って公共事業の抑制による工事量の減少は、地方建設業者にとって企業の存続にかかわる重大事であり、

つきましては、県内業者育成のために、従来にも増して県内業者優先発注の方針を強化されよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、最近の建設業界の利益率は、業界の努力にもかかわらず年々低下しているのが実態であり、しかも公共事業の減量は、業者の手持工事に極度の減少をもたらし、先行不安を助長し、ひいては過当競争を誘発して企業の倒産を招来することに憂慮されます。

かかる情勢のもとにおいて、県内業者が計画的な経営を行い健全な発展を期するためには、長期的視野に立つて公共投資の平準化と適期の工事発注が重要と見做され、従来にも増して特段のご配慮を賜りたくお願いいたします。

(2) 建設指導行政の充実ならびに建設業の振興について

建設投資が国民総生産の20パーセントを占め、就業人口においても建設業は農業をしのぐ重要な産業に伸展しておりますが、これらも指導育成する行政機構は、必ずしも十分とはいえない難いものがあります。

建設省においても本年7月より建設経済局を設置し行政の充実を図つては誠に時宜と得たものと深く敬意を表すところでありますが、県においてもこれと並行し建設業界の指導行政を担当する部門の強化について、ご配慮をお願いいたします。

Table with 2 columns: 質問事項 (Questions) and 回答内容 (Answers). Contains 10 numbered questions regarding construction standards and safety, with corresponding answers and a diagram for electrical connection points.

9. 建設業退職金共済制度への加入促進 県土木部長より指示

このたびは、建設業退職金共済制度への加入促進について、県土木部長より建設業退職金共済制度の普及徹底と加入促進について、次のような通知が入りました。

未加入会員におかれては、この趣旨を充分理解し、加入について一層努められるようお願いいたします。(59監第694号、昭和59年7月2日付 福島県土木部長通知)

建設業退職金共済制度の普及徹底及び加入促進について(依頼) 中小企業退職金共済法に基づく標記制度については、建設労働者の福祉の向上及び建設労働力の確保を通じて建設業の健全な発展に寄与するところが大であり、これまでも、組合に加入することを入札条件とする等の措置を講じ、その普及徹底、加入促進を図つてきたところで、

しかしながら、組合加入の状況は必ずしも満足すべきものではなく、従来にも増して加入の促進を図る必要があります。

つきましては、貴支部におかれましては、この制度の普及徹底及び加入促進について一層努められるようお願いいたします。

10. 協会のうごき

Table listing various association activities and events, including '増改築推進キャンペーン準備事務打合せ', '建設大匠陳情', and '昭和60年度県予算編成に伴う建産連要望'.

お知らせ 本紙では会員の皆さんからの寄稿をお待ちしております。テーマは自由、詩、短歌、俳句、川柳などでも結構です。字義も自由、是非寄稿され、皆さんに披露して下さい。

5 技術講習会追加説明

去る6月28日 郡山市において開催された技術講習会において、土木検査課、菊地専門工事検査員より火災報知設備について説明があったが、後日受講者よりスポット型感知器の取付について問い合わせがあったので、差動式および補償式スポット型感知器の取付について下記の通り掲載し、ご理解願いたい。

感知器

各感知器はその性能に応じ、取付け高さの制限、取付け高さに応じた感知面積、取付け間隔等が定められており、これらの基準に適合させるとともに、その機能を十分に発揮できるように適正に設置しなければならない。

まず、天井構造が水平天井の場合は問題ないが傾斜天井、はり等の有無などによっては、熱気流または煙の流れ方を考慮しないと、有効に火災の感知ができない。

また、規則第23条により、取付け面の高さが20m以上の場合は、感知器の設置が除外されているが規模の大きい劇場、映画館、公会堂の舞台部、立体駐車場、格納庫などは、たとえ20m以上の場合であっても設置することが望ましい。

つぎに非火災報（火災以外の原因によって感知器が作動すること）の防止については、規格に定められている不動作限界をこえる環境変化が予想される場所、例えば強度の風風吹出し口付近、太陽光線の直射または反射熱の影響を受ける場所、その他火災（煙）を使用する場所などにおいては、それらの条件を十分に考慮し、感知器の種類および取付け位置などを定めなければならない。

種類の選定

1 取付け面の高さによる感知器の種類は、第3-1表のとおりである。

第3-1表

取付け面の高さ	感知器の種類
4 m未満	差動式スポット型・差動式分布型 補償式スポット型・定置式 煙感知器
4 m以上 8 m未満	差動式スポット型・差動式分布型 補償式スポット型・定置式特種もしくは1種 煙感知器1種もしくは2種
8 m以上 15 m未満	差動式分布型 煙感知器1種もしくは2種
15 m以上 20 m未満	煙感知器1種

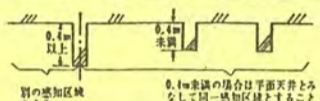
差動式スポット型および補償式スポット型感知器の設計

差動式スポット型および補償式スポット型感知器は、取付け面（天井面）の形状により火災を有効に感知するように設置すること。

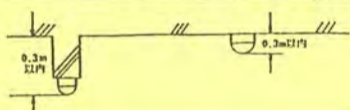
1 設置条件

(1) 取付け位置

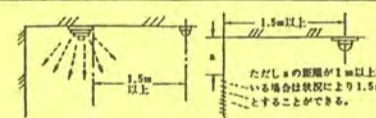
はり等の深さが0.4m以上の場合は、はり等区画された部分ごとに別の感知区域として設置すること。



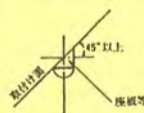
感知器の下端は取付け面（天井面）から0.3m以内に設置すること。



換気口等の空気吹出し口のある場合は、吹出し口より1.5m以上離れた位置に設置すること。

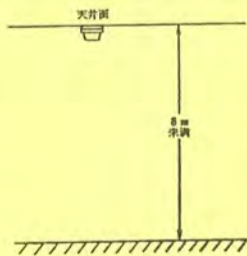


感知器は45°以上傾斜させないように設置すること。

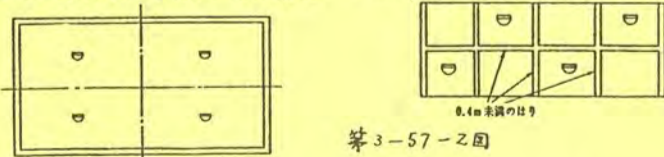


45°以上の傾斜面に取付ける場合は煙板等を用いて傾斜しないように設置すること。

取付け面の高さは、防火対象物の構造のいかんを問わず8m未満とすること。



7 感知器の設置位置は、有効に感知できるように設置すること。イ 0.4m未満のはり等によって区画されている場合は第3-57-2図の通常第3-57-1図のように平均した位置に設置すること。ロ ように千鳥配置となるように設置すること。



第3-57-1図

補償式スポット型にあっては、正常時における最高周囲温度が感知器の定温点より20°C以上低い場所に設置すること。

2 感知面積

1 感知区域ごとに取付け面（天井面）の高さに応じ、第3-5表の感知面積に1個以上の感知器を設置すること。

取付面（天井面）の高さ	1個当たりの感知面積	感知器の種類			
		差動式		補償式	
		1種	2種	1種	2種
4 m未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物またはその部分	90	70	90	70
	その他の構造の防火対象物またはその部分	50	40	50	40
4 m以上 8 m未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物またはその部分	45	35	45	35
	その他の構造の防火対象物またはその部分	30	25	30	25

第3-5表

いたします。

業界といたしましては本年2月建設産業団体と打って一丸とした社団法人福島県建設産業団体連合会を結成し、相互の情報交換を始め、意見の総合調整、経営の合理化、近代化に努めておりますので、業界の振興の爲めに更に一役のご援助ご指導をお願いいたします。

(3) 適正価格による発注について

公共事業の抑制と民間需要の低迷により、年々受注量の減少が続く中で、建設業界は体質の改善と合理化の徹底を回しながら、施工技術の向上による現場コストの引き下げに努めているところであります。

しかしながら、近年住民意識の高まりや交通事情等により施工法、作業時間の制約を受ける事例も多く、安全管理の徹底強化や作業員の高齢化とともに、作業能率の低下や経費の増加も招く要因となっております。

一方、建設資材についても工事量の減少から需給の安定を図ることが困難となりつつある現状であります。

県におかれましては種々配慮をされておりますが、工事発注に際しましては従来以上に適切な設計と適正な積算に基づく適正価格による発注について特段のご配慮をお願いいたします。

(4) 県内に進出する企業が発注する工事について

県におかれましては県内産業基盤の拡大充実に図るため、優良企業の誘致に積極的に取り組まれ、最近になり県内各地に立地される企業が増加しつつあることは、産業経済に活力を与えるものとして誠に喜ばしいこととあります。

つきましては、県内に立地される企業の敷地の測量、設計、造成ならびに建築、設備等の設計施工について極力県内地元業者に受注の機会を与えて下さるよう、地域市町村ならびに各進出企業へのご助言ご指導をお願いいたします。

(5) 建設産業技術者、技能者教育研修に対する助成について

建設業界の裾野は限りなく広く、業種、業態、従事する職種も多種多様であります。魅力ある職業とはいえない面もあります。

最近の技術者技能労働者においても年々高齢化が進み、人材確保、優れた技能労働力の充足が大きな課題となっております。

このため業界では中堅建設技術者養成ならびに在職者の教育機関として「福島県建設技術学院」の設置運営を始め、職制団体や企業で行う職業訓練等を通じ教育研修を実施しているところでありますが、そのための経費が増大し、団体や企業の負担も既に限界に達しており、このままでは先行きが懸念されるところであります。

つきましては、これら実施事業について十分な検討を加え、助成の増額について特段のご配慮をいただきたくお願いいたします。

3. 大規模工事ならびに特殊工事に対する受注機会の拡大について

県内業者の受注機会が県の特別共同企業体方式の採用以来増加しております。これは、県内業者にとって非常に喜ばしい限りであります。

特に昭和47年度に発注された福島県医科大学付属病院建設工事と始め、数件の大規模工事に県内業者にその受注機会を与えていたことについて、深く感謝を申し上げる次第であります。

最近における県内業者は、県のご指導と積年におかれの努力により技術水準の向上は著しいものがあり、また経営体質もその近代化により充実強化をみ、極めて特殊なものも除いては十分対応し得る能力を備えるにいたっております。

つきましては、大規模工事ならびに特殊工事の測量、設計および施工の発注に際しては、特別共同企業体の活用を含め県内業者優先をご配慮いただき、とともに設備工事の分割可能なものについては、できるだけ分割して発注し、県内業者を優先活用されますよう、特段のご高配をお願いいたします。

4. 市町村に対する行政指導の強化について

市町村が発注する建設工事については、その多くは県内地元業者が施工しておりますが、なかには県内業者が施工可能と思われるものも大手県外業者に発注されている例が見受けられます。

また、契約業務についても建設省および県において採用している標準に至っていない一部市町村もございます。

現在、建設省等では、統一した契約業務の指導を積極的に勧奨されておりますが、県においてもこの徹底について然るべき機関の設置等を含めて、ご検討下さい。県内地元業者育成の観点から県内市町村に対し、従来にも増して優先発注を配慮するとともに、適正な設計ならびに積算に基づく適正価格による発注するよう強力なご指導をお願い申し上げますとともに、設備工事等の分離発注についても、県に準じてその実施を図られますよう併せてお願いいたします。

4 増改築推進キャンペーンの実施

住宅の居住水準の向上と住宅関連産業の振興を図ることを目的に建設省の指導により、1976年以降多くの都道府県で住宅関連産業関係団体が中心に増改築キャンペーンが展開され、大きな関心を集めておるところである。

このような全国的な運動の高まる中で本県においても、住いの環境づくり、省エネと住宅のあり方、住宅、土地の流通情報、建築の手続き、融資など各種相談と内容を「増改築フェア」の開催を中心にキャンペーンを展開されることになり、この実行機関として県建設業協会や本協会など10団体からなる増改築推進キャンペーンふくしま実行委員会が8月23日設立された。

実施計画として8月24日「ふくしま増改築フェア」が11月2日～4日の3日間、福島市卸町総合センターを会場に、展示コーナー・相談コーナー・実演・催物、その他特別企画などを実施し、県民、市民の住宅に対する関心と高めるとともに、県内住宅業界の活性化を図ることとす。

1. 中堅技術者研修会盛會裡に終了 40名が受講する

本協会が県建設産業振興事業団と共催で実施している中堅技術者研修会の本年度第3回研修会が、9月11日より14日までの泊4日の日程で二村公市安達ヶ原の県建設技術学院において開催された。

この研修会は近年建築に占める設備工事のウエイトが高く、しかも近代化高度化してきており、工事に携われる技術者の質的向上が求められておるところから、現場代理人クラスの技術者を対象に技術研修を行うとともに、宿泊をもとにして、規律ある集団生活を通じ心身を鍛練し、企業の将来を支える幹部を養成することに目的を実施しているもので、本年度は県内会員企業から40名の受講者が参加した。

第1日、午後1時に集合、朝エンターションの後開講式を行い、講義に入った。最初の講義は橋本県土木部管轄課長の「建築四方山」と題し、建築家としての長い経験から豊富な話題と披露、殊にトイレなど建物の中では小さなことでも、深く心に残る講義で、笑いの中に気持ちを引き込んでゆく課長の話術に受講者も魅了された。

次いで雪次建設技術学院長の「死も学ぶ」のテーマで講話に入り、ソクラテス、マホメド、孔子ら偉人の言行を紹介しながらの哲学の講義は受講生の中には一却理解しにくい面もあつたが、極めて示唆に富んだ内容に受講生は深く感銘を受けた。

第2日、午前9時より東北電力(株)福島支店 落合 宏 配電課長「電気安全」についての講義は①事故事例 ②災害の趨勢 ③人体に対する電流の影響 ④安全管理の進め方など災害防止対策について講義され労働安全と強調された。

次いで国津政夫副会長が「現場代理人の使命」と題し、氏のオーナーとして、過去の経験をもとに、現場責任者としてどうあるべきか、新しい時代に対応できる技術者の道も、質疑も交えながら講義された。

午後は松下電工の辰巳 敏 技師が「エレクトロニクス時代における回路及び機器の保護」のテーマで、①電子化時代 ②過電流保護 ③サイリスタ・プロテクタの紹介とアプリケーションについて、ビデオを使いながら4時間に亘り中広い講義に受講生は熱心にペンを取り、又活発な質問もあつた。極めて効果ある講義であった。

第3日午前 大槻 清副会長の「音響測定について」の講義で始まる。

90年前米国ハーバート大学セービン教授による測定方法は、いまもいわれるこのテーマは電気工事業者にとっては新しい問題で、大槻講師より1時間にわたる

基本講義を受け、会場を屋内体育館に移し、事前にセッティングした測定機器も大槻 眞 技師の指導により5班に分かれ、残響時間、伝送周波数特性測定の方法も研修した。

午後は教養講座として福島民友新聞社 論説委員 斎藤 良介氏が「最近の時事問題」のテーマで今秋の自民党総裁選、歴代総理像、田中問題等、国政や政治問題を中心に、ジャーナリストの立場で論評を加え、講演に日頃政治には関心の薄い受講者も、心しきり興味深く受講した。

次いで古河電工の吉野 栄 技師が「ビデオ時代の寵児とも云える光ファイバシステムについて」のテーマで、スライドを使用し説明され、受講者も熱心にペンを取りながら受講した。

第4日 加藤 県土木部住宅課長の「住宅建築とヒトと諸問題」は住宅、土地政策を中心に21世紀を迎える新しい街づくりも、話術の巧みな課長の講義に引き込まれ、短い時間であったが、真剣に耳を傾けておつた。

研修会最後の講師として、蘭道 県土木部管轄課長補佐の「最近の住宅設備については受講者にとつても身近な問題で関心が強く、効果ある講義であった。

この研修会は講義のほか、心身の鍛練も行われ、6時起床に始まり、早朝掃除、体操、坐禅等、消灯は10時と、規則正しい集団生活に受講生も初日は不安とまじって緊張しておつたが、慣れるに従い、和気合々語り合うなどの交流が、極めて有意義な4日間であり、成果あつた研修会であった。

受講者名簿

支部	会社名	氏名	支部	会社名	氏名
福島	大槻電設工業(株)	紺野 徳一	白河	(有)光和電設	角田 誠二
、	高橋電気工業(株)	安齋 幸男	、	(有)車田電気工事店	吉田 春雄
、	吉田電工(株)	佐藤 和夫	いわき	常盤電設産業(株)	斎藤 克雄
、	中央電気(株)	斎藤 俊光	、	、	緑川 永治
、	田村電設工業(株)	渋谷 文博	、	大和電設工業(株)	片舟 良憲
、	吉田電気工業(株)	吉田 隆悦	、	、	渡辺 明男
、	(有)二階堂電気	服部 知夫	、	植田電機(株)	坂本 幸復
、	須南電気(株)	佐々木 広治	、	三浦電気工事(株)	草野 光平
、	菊池電設工業(株)	朽木 三夫	、	、	猪狩 和市郎
、	(株)下山電工	下山 仁	、	常盤興産電機工事(株)	横田 裕之
、	六洋電気(株)	後藤 英司	相双	相双電気(有)	阿部 展彦
郡山	池添電設(株)	佐久間 幸雄	、	、	吉田 康二
、	福島県電気工事(株)	根本 洋吉	、	早川電気工業(株)	松本 久夫
、	東新電気工業(株)	先崎 隆雄	、	相双電設(株)	小峯 敏秀
、	(株)中央電業社	藤田 昌宏	、	(有)高木電気商会	高木 敦泰
、	(株)仁井田電気商会	阿字 重孝	会津	(有)千葉電機商会	中川 武夫
、	(有)東北仁井田電業	木賊 勝人	、	河井電機工業(株)	小関 存幸
、	陸奥電設(株)	古川 喜太郎	、	菊地電気工事(株)	成田 義喜
白河	福島県南電設工業(株)	五十嵐 正利	、	(有)目黒工業商会	弓田 耕紀
、	(有)吉田電気工業所	陣野 二郎	、	(有)養生田電設	染谷 良雄

6. 建設関係機関・団体親善野球大会

9月16日 松川野球場で

福島タイムズ社主催による第4回建設関係機関・団体親善野球大会が、来る9月16日福島市御山の松川野球場において開催される。

参加チームは建設省1チーム、県土木部2チーム、県農地林務部2チーム、建設業界5チームの10チームで、本協会よりは第2回大会で優勝に輝いた、福島支部が今年も出場する。

当日は7時30分開会式、8時より試合が開始される。出場選手も激励し、志気も盛りあげるため、会員各位には多数参加と声援されるようお願いする。

7. グループ保険の更新期来る

本協会福利厚生事業の目玉として昭和63年6月より実施しているグループ保険は、第1年度の会員のみに、2年目には従業員にも適用して契約を拡大し強化を図ってきたところである。

保険金の受給については死亡保険金、入院給付金を含め、多い年で1,000万円、少ない年でも500万からの支給を受け、毎月の保険料で会員の相互扶助に大きな役割を果たしてきたところである。

近年会員をはじめ従業員各位には健康に留意し、事故もなく社業に精励されておられることは慶賀に堪えないが、病気や交通事故、不慮の災害等の不安に備え、本年11月1日より第7年目に入る更新期には更新はもろく、未加入従業員も新規に加入されるなど、安心して仕事に励まれるようおすすめする。

パンフレット「グループ保険加入のすすめ」と同封しに、受託会社が近く会社訪問されるので、事前に充分検討をお願いする。

8. 協会のうごき

8.5	松平 豊雄 ほか 13 名 県民総決起大会	大槻副会長、福島支部員	文化センター
10	増改築推進キャンペーン準備委員会	専務理事	自治会館
23	増改築推進キャンペーン実行委員会設立会議	会長	全遊会館
、	報道機関と懇談会	正副会長、相談役、池谷理事長	電協会館
27	県建設産業団体連合会第2回理事会	会長、渡辺博雄	建設センター

— 地区電気工事協同組合住所変更のお知らせ —

いわき地区電気工事協同組合

(新) いわき市平字作町一丁目3の6

(旧) いわき市平字三倉 48の1

〔電気工作物の欠損等による人身、物損事故〕

電気工作物の欠陥、損傷若しくは破壊や電気工作物も操作することによって発生した感電以外の人身事故や他物も著しく損傷させた場合、例えば断路器の誤操作によるアーチ熱によって火傷した場合、電気工作物の倒壊等により他の物も著しく損傷させた場合は電気事故として報告を求めるところになっている。

58年度の当該事故は自家用電気工作物の発電所2件、需要設備で1件発生している。

〔電気火災事故〕

電線路、電気機械器具、配線等の漏電短絡、閉路等の電氣的異常が発生しそのときの発熱、発火が原因で建造物、車両、その他の工作物、山林等に火災をおこしたものを電気火災事故といひ、58年度には一般用電気工作物で1件、自家用電気工作物で2件発生している。

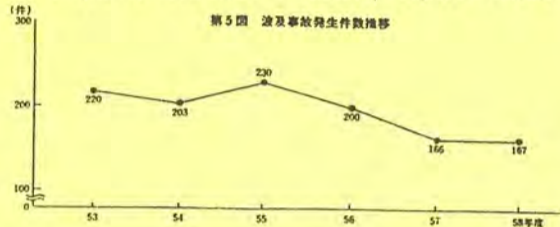
〔主要電気工作物の損傷事故〕

58年度の主要電気工作物の損傷事故で58年度は事業用電気工作物16件、自家用電気工作物4件計20件発生している。

事業用については発電所に係るもの5件、変電所に係るもの2件、架空送電線に係るもの9件となっている。また、自家用についてはすべて、電力発電所における事故で、このうち3件が蒸気管の損傷である。

〔波及事故〕

最近の波及事故発生件数の推移は下記のとおりである。55年度は氷雪、凡雨等による架空電線路の事故が多発しにめ増加しているが、この年度を除けば漸次減少の傾向にある。58年度は高圧受電の自家用電気工作物に係るもの163件、特別高圧受電の自家用電気工作物に係るもの3件、事業用電気工作物に係るもの1件、合計167件発生している。特別高圧受電の自家用電気工作物に係る事故3件のうち、2件は57年2月の異常積雪による変電所の開閉器の損傷によるものである。



- ① 原因別の発生状況
保斉不備 70件 (42.2%) 自然現象 67件 (40.4%) 故意・過失・他物接触等 12件 (7.2%)
- ② 県別発生状況
新潟 5件 宮城 10件 山形 10件 秋田 20件 福島 19件 青森 14件 岩手 11件

〔指定事故〕

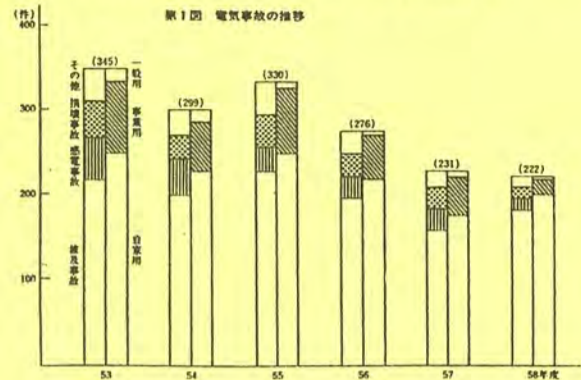
台風、高潮、津波、地震、火災におよぶ範囲にわたる電気事故や社会的に重大な影響を及ぼした事故で通産大臣の指定する事故 (58.6.26発生した日本海中部地震...大臣指定事故)

2. 東北七県で 222件発生
昭和58年度の電気事故

仙台通商産業局は昭和58年度において東北七県で発生した電気事故の概要をまとめこのほど発表された。

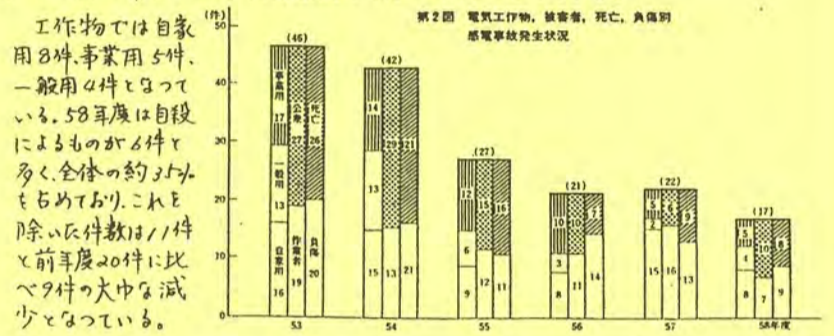
それによると昨年度の事故発生総件数は222件で昭和57年に比較すると9件(2.9%)の減少となっている。

これらの事故も工作物別に見ると自家用電気工作物に係る事故が183件と全体の約80%を占めており、また事故別では、波及事故が167件と多く全体の75%を占めている。このほか電気火災事故が3件、主要電気工作物の損傷事故が20件となっており、また昭和58年5月に発生した日本海中部地震による電気事故は通産大臣の指定事故とされている。



〔感電死傷事故〕

昭和58年度の感電死傷事故は17件(死亡8件、負傷9件)発生しており、前年度に比べ発生件数で5件、死傷者数で7名の減少となっている。



工作物では自家用8件、事業用5件、一般用4件となっている。58年度は自殺によるものが6件と多く、全体の約35%を占めており、これと除いた件数は11件と前年度20件に比べ9件の大巾な減少となっている。

3. 大型工事の地元活用方陳情しきり

県立医科大学整備事業など県の大規模公共工事の発注が一段落した。県建設業協会、県空調衛生工業協会、県電設業協会の三団体は去る7月16日、近々福島市の駅西口付近に建設が予定されている県市町村共済会館の施工に、県内業者の優先活用方を、同組合理事長の田中清太郎双葉町長を訪ね陳情を行った。引き続き7月22日には同組合副理事長で建設委員長の唐橋東喜多町長を訪ね、同様の要請を行った。

この陳情は管区(建設)吉川(空衛)坂本(本協会)三団体の会長及び谷口建設業協会副会長により行われた。

又自由民主党県連の「城」にも六える自由民主福島会館の建設も、今秋福島市に着工が予想されているが、坂本会長は去る7月31日、県議会自民党控室において渡辺幹事長、藤田政調会長、荒総務会長に面談、工事の分離発注と電気工事と会員企業を優先活用方について陳情を行った。

4. 電気技術者試験センター 8月1日に業務開始

電気業界永年の夢であった電気工事士の電気技術資格試験の実施機関となる電気技術者試験センターが、財団法人として8月1日通産大臣より設立許可され東京都千代田区有楽町にある電気ビルディング内において業務を開始した。

同センターは、さきの第二臨調報告を踏まえたもので、これまで電気主任技術者試験が国、電気工事士試験は各都道府県でそれぞれ実施してきただが、近年資格取得希望者が増大の一途をたどり、(年間約1.5万人)試験事務が極度に繁雑化していた。このような事態から通産省は電気事業法及び電気工事士法を改正し、国家試験の一化による民間業務委託で臨調報告に答えたいとしていた。

業界内部でも電気保安の確立という見地から技術者、工事士の資質向上が必要であると、電気事業連合会(9電力会社)日本電気協会、電気保安協会、全日電工連などの各団体が参加し、資源工社一庁公益事業部の指導の下に試験センター発足準備を進めてきたもので、7月19日に設立総会を開き発足されたものである。

同センターは、通産省の指定を受けて行う電気技術者試験は、第三種電気主任技術者、電気工事士及び日本電気協会が実施してきただが高圧電気技術者の資格試験で、昭和60年度から行われることになった。

5. 「S・S・J運動月間」に対する協力

東北電気保安協会が電気安全の確保を通じ、公共の福祉増進と地域社会の発展に寄与するため10月を「S・S・J運動月間」に定め、(S・正確、S・親切、J・迅速)一般用電気需要家、自家用電気設備保安業務委託者及び老人ホーム、保育園、学校、重要文化財、公共施設等に対し、問診、紹介、簡易手直し、調査相談等の

1) 作業員感電死傷事故

58年度の作業員感電死傷事故の発生件数は17件(自家用5件、事業用2件)で、2名が死亡、5名が負傷しており、前年度に比べ件数で9件、死傷者数で10名と大巾に減少した。

これを工作物にみると需要設備で4件、発電設備で2件、配電設備で1件発生しており、事故時の作業別では工事・修理中の事故が4件、点検・測定中の事故が2件、工事見張り打合せ中の事故が1件となっている。

原因別では、服装の不良等被害者の過失によるものが3件、作業手順の無視、作業上の連絡不十分等作業方法不良によるものが4件で、この中に保安帽を着用せずに作業を行い、頭部が充電部に接触して感電負傷したケースが2件、また、絶縁ゴム靴も着用しなかったために電線充電部に足に接触させ感電死したケースが1件あり、正しい服装の着用遵守が痛感される。

これらの作業員感電事故について、次のような不備事項が指摘されている。

- ① 作業員が主任技術者に作業内容等の連絡をせずに作業を実施している。
- ② 充電中のキュービクル内に入り、無理な姿勢で点検、測定を実施、配電盤の活線による配線作業の実施等、安全作業が遵守されていない。
- ③ 保安帽等防護具の着用、防具の完全装着等の安全対策が講じられていない。
- ④ 作業現場における危険要素、危険箇所が十分に把握されておらず、それに対する対策が講じられていない。
- ⑤ 作業を簡素化しようとして、安全作業上必要な工具の使用、防具の装着を省略して作業を実施している。

以上のような不備事項に対し、次のような再発防止対策を講ずる必要がある。

- ① 社内における保安連絡責任体制の強化
- ② 専任の作業監視者の配置、また、自社以外の作業員による工事に対する保安責任者の立合厳守
- ③ 正しい服装の着用遵守、防具等の取付徹底
- ④ 危険予知訓練の実施
- ⑤ 標準作業、安全作業心得等の遵守
- ⑥ キュービクル内の適切なスペースの確保、例えば、(社)日本電気協会の推奨と受け付け推奨キュービクルの使用等

〔公衆感電死傷事故〕

58年度の公衆感電死傷事故の発生件数は10件(事業用3件、自家用3件、一般用4件)で6名が死亡、4名が負傷している。

発電所への子供の侵入(1件)高周波加熱装置の不良により感電したものの(1件)釣竿が架空送電線に接近し感電したものの(1件)発電所建屋改修工事中に感電したものの(1件)、自殺(6件)が発生している。

これらの公衆感電事故の防止対策としては、電気工作物に技術基準に適合するよう施設することは勿論のこと、日常巡視点検を通じて不良電気工作物の早期発見、早期改修と心掛けること、また、力を入れるほか電気機器を取り扱う一般作業員への安全指導の強化をはかる必要がある。また、外來の電気関係以外の作業員が電気工作物の周辺で作業を行う場合には、電気主任技術者等と安全対策について事前打合せも十分行う必要がある。

又、自分は教育係の仕事も任せられたが、この様な生活に慣れていないので、十分に役割を果たすことができなかった気がします。

この研修会に参加し、県内各地の同業の方々と知り合うことができた。本当に親睦を深めることが出来た。また、朝の坐禅はいい経験になりました。指導下さった講師の先生方もはじめ学院の先生方ありがとうございました。

“連体感が生れる” T.K (25才)

私がこの研修会に参加するにあたって、先輩から朝から夜まで時間に追われながら行動し、講義も長時間で大変だということで少し不安な気持ちで先行していった。

しかし、四日間を終って見ると、そういう時もありましたが、それよりも団体行動を通して仲間全員で朝6時起床、体操、清掃、食事等々、会社、役職、耳念に関係なく、全員で取り組んでいると、なにか昔から知っている友人のような連体感が生まれてきました。この連体感こそが、これから会社で仕事をしゆく上で大切ではないかと思えます。

私は、総員40名の仲間、時間あることに失敗や仕事上でのやる気、家族の話題等々夜遅くまで語り合った同室の仲間からは、これからの新しい経験を生かし友人として大切にしていきたいと思えます。

“研修を終って” Y.N (37才)

毎日の仕事を離れ、久しぶりの団体生活を体験しました。夕べの集いなど始めはとまどうことが多かったが二日目からはなれて動作も早くなってきたように思われました。夜も10時消灯のため充分睡眠もとることができ、仕事を離れて開放感も得ることが出来ました。

朝の集い、坐禅、掃除等日頃家ではしたことのないことを抵抗なくできたのも団体生活であるという思いが感じました。今回の生活で一番不都合を感じたのは、食事時間の短いことです。40名の初対面の受講生が一度に食事をとするわけですから、どうしてもみんなに合せようと早く終わると思われ、この様な研修会にはいろいろな年令と立場の異なる入道が参加してあると思われ、指導員の方の適切な助言が必要であると感じました。

この研修会の経験を生かし、今日からの生活の糧といたします。ありがとうございました。

行事も行いほか、電気安全講習会も開催されることになり、このほか東北七県電工連も同じ本運動の協力要請があったので、各支部において同協会出張作業から協力依頼があった場合、電気工事業界として出来る限り協力をお願いしたい。
電気安全講習会 10月16日 会津若松市 会津若松商工会館

6. 2度目の優勝に輝やく電設チーム

第4回県建設関係機関団体親善野球大会

低気圧が東に進み、前日夜半より雨降りの天気。当日朝にも降るも降り止まない小雨の中、福島タイムズ社主催による第4回福島県建設関係機関団体親善野球大会が9月18日、福島市柳山の松川野球場において行われた。

参加チームは官公庁5、業界5の10チーム。午前8時から開会式が行われ、8時30分までの主催会議で決められた組合せにより、2面のグラウンドを使い熱戦の火ぶたが切られた。

本協会チームは福島支部が中心となり、会員企業より夫々選手を選抜した純粋の混成チーム。初回の相手は昨年優勝の強剛、県土木部本庁チーム。昨年1回戦で対戦し対して惜敗してあることから絶対負けられない構え。試合は予想どおり好ゲーム。白熱した投手戦となり3回まで2つの本塁を奪い完封勝利。

準決勝では県土木部出先チームを破つた計監協、設計協組チームと対戦。6回集中打を浴びせ、6対2で逆転勝利。決勝は県農地林務部出先チームと対戦。再び投手戦となったが電設チームは1、2回で2つの本塁を奪い、最終回には1本を許したが反撃もふりきり、最少得点差の2対1で57年に続き2度目の優勝を飾り、真紅の大優勝旗が佐藤春雄監督の手にしつかりと握られた。

応援団は雨中にもかかわらず、大槻副会長、遠藤支部長をはじめ、支部会員全員が参加、必死の声援。この熱気が選手らに伝わり、負けられない意地が各試合にあらわれ、優勝に輝いたのである。

7. 協会のうごき

9.7	増改築推進キャンペーン実行委員会第1回幹事会	専務理事	県建設上代会議室
9.14	第3回中堅技術者研修会	40名受講	二本松市 県建設技術学院
16	第4回県建設関係機関団体親善野球大会	福島支部参加	松川野球場
24	増改築推進キャンペーン実行委員会第2回幹事会	専務理事	全通会館
26	県建設産業団体連合会事務局長会議	専務理事	建設センター
27	木造家屋建築工事安全委員会 幹事会	池田理事長、専務理事	福島県助産師会

—— 会員消息 ——

(電話番号変更) 局番変更

支部名	会社名	新	旧
郡山	東新電気工業株式会社	0247(72) 3151	02477(2) 3151
〃	株式会社 中央電業社	0247(62) 2418	02476(2) 2418

「中堅技術者研修会に参加して」レポート

第3回中堅技術者研修会に参加した受講者は年令20才から40才、学歴も高卒から大卒と幅があり、終了時に感想文を出してもらうのだがその内容もバラエティに富んでいる。今日の研修状況も感想文によって一部を紹介して見たい。

“自分を見直す機会” K.H (36才)

中堅技術者研修会を受講して、一番感じたことは、規律正しい生活と、分刻みのスケジュールをみんなと一緒にこなすことだ。

朝、コン、コンと板木の音。起床の合図6時である。朝の集い、坐禅と続く。生れて初めての坐禅で足がしびれる。清掃そして朝食である。私は、実生活では朝食をしることがない。食べる時間がないという方が正確だ。みんな食べる朝食はおいしかった。

食事が済むと講義が延びて続く。いねおも出る。そして夕方は夕べの集い、夕食となる。部屋に戻り仲間と話す。同業なので話も合う。夜遅くまで話しがはずむ。入浴後消灯は10時、これが一日の日課である。厳しさの中に楽しみがないわけでもない。

諸先生方がいろいろ工夫して受講生を励まし、楽しませてくれた。講義内容も深みのある内容で、現実に必要のある項目内容のものばかりであった。そして三日目の夜はアルコールもちょうと出た。異例の夕食もそう。みんなで笑い、さわさわして笑った。

最初は長い研修と思つたが日がたつにつれ短かくなるように思える。充実した四日間だった。今まで自分を見つめるなどと言うことはあまりなかった。今回の研修でじっくり自分を見直すことができたと思う。そして機会があったら必ず参加したいと思う。

最後に、お世話になった諸先生方、そして受講生仲間の皆さんありがとうございました。

“精神修養で人生のプラス” K.K (28才)

この研修会に参加して身が引き締まる思いがいたしました。私は学生時代に運動部に所属し、そのときの合宿も思い出しながら思いました。

この研修会の目的の一つとして精神の修養があげられると思いますが、このように時間を決められて行動もする。しかも団体行動であるため、私自身としてはなにか守ることもでき、これからの生活、そして仕事にもテキパキとした行動をとれるように努めていきたいと思えます。

講義においては専門分野とは別に福島県民会談論議委員の政治問題への講演は日頃政治には関心の薄く私には非常に興味をそそられました。次回の研修会にもこのような講義をしてほしいと思えます。県内各地の技術者の方とも知り合い、有意義な4日間の研修会を無事に終えることができ、ありがとうございました。機会があれば又参加したいと思えます。

“新しい技術の習得で充実” K.T (20才)

四日間の研修で一番感じたのは、時間に従っての生活の厳しさ。又一日中机に向うことの苦しさを知った。が、講義の内容は、光ファイバースステム、音響測定など自分か今まで全然知らなかったことを学んだ。又東築四方山の講義で、トイレの由来など、おもしろい話も聞くことができた。内容は実に充実していたと思う。